

よこすか障害者計画

(第6期横須賀市障害福祉計画及び
第2期横須賀市障害児福祉計画を含む)
(ダイジェスト版)

令和3年度(2021年度)～令和8年度(2026年度)

令和3年(2021年)2月

横須賀市

目次

1	計画策定の趣旨と位置づけ	4
2	計画の期間	4
3	基本理念	5
4	6つの施策分野	5
5	重点項目	7
6	障害児や障害者に関する施策の展開	10
7	数値目標	11
8	障害福祉サービス等の見込量	13
9	計画の推進体制等	22

はじめに

1 計画策定の趣旨と位置づけ

この計画は、3つの障害児者に関係する以下の行政計画を一体のものとしています。

(1) よこすか障害者計画

市民、関係機関、事業者、行政が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針を定める計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

(2) 第6期横須賀市障害福祉計画

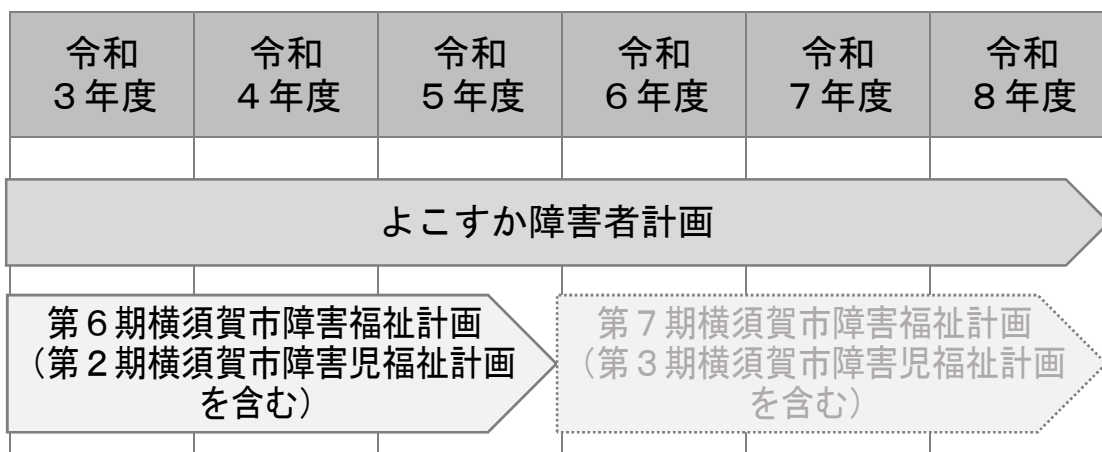
(3) 第2期横須賀市障害児福祉計画

障害児者へのサービス提供基盤の整備等のために、令和5年度末における数値目標の設定と、各種サービスの必要量の見込みを行うもので、それぞれ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

2 計画の期間

本計画に含まれる3つの計画のうち、よこすか障害者計画は、令和3年度から8年度までの6年間で計画期間とします。

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から5年度までの3年間で計画期間とします。



※第7期横須賀市障害福祉計画（第3期横須賀市障害児福祉計画を含む）は令和5年度に策定します

|| 3 基本理念

住み慣れた地域で 安心して暮らしていくことのできるまち

本市ではこれまで、共生社会の実現のために、障害者に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。今後も、一人ひとりの個性と命を大切に、障害の有無にかかわらず、地域の一人ひとりがお互いに自主性や主体性を尊重しあいながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできるまちの実現を目指していきます。

|| 4 6つの施策分野

基本理念の実現に向け、6つの分野の施策を展開していきます。

(1) 地域生活支援の充実

障害者が、地域で安心して暮らしていくためには、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階で、切れ目のない支援が身近に受けられることが必要です。そのため、本市では、相談、日中活動の場、住まい等を確保することで、障害者の地域生活を支援していきます。

(2) 働く場・活動の場の充実

就労は、障害者の経済的自立の大きな手段であるとともに、社会参加や生きがいの面においても、障害者の生活において重要な意義を持ちます。しかし、就労ができたとしても就労先の理解や働き方など様々な課題を抱えており、これからも就労等に関わる関係機関が連携し、就労環境の整備を図っていきます。

一方で、一般の就労が難しい障害者のために、障害者が、地域で、質の高い、自立した生活を営むために、働く場・活動の場への支援を充実させます。

(3) 権利擁護システムの充実

障害者権利条約の原則を土台にし、インクルージョン（障害のあるなしを問わない社会）を目指して障害者が地域で暮らすための環境整備や福祉サービスは徐々に広がってきました。

しかし、今も誤解や偏見により、障害を理由に不当な扱いを受けたり、障害に対する配慮が十分でないために日常生活の様々な場面で暮らしにくさを感じている障害者が少なくありません。

生活上の個々の困りごとに配慮がなされ、身体的・心理的・経済的にも嫌な思いをすることなく地域で自立したその人らしい生活が送れるよう、障害者の権利擁護を推進します。

(4) 療育・保育・教育の充実

発達障害や、診断名は付かないまでも支援が必要な児童は増加しています。すべての児童がしっかりと療育・教育を受けられるようにすることが重要です。しかし、今回のアンケートでは「一人ひとりのニーズに応じた教育」「療育、保育、教育から就労までの一貫した支援」「進学や就職についての相談・支援」「保護者に対する情報提供、支援」が不足しているとの回答が多く寄せられました。

障害や発達の遅れのある児童が一生を通じて自らの可能性を追求できるよう、ライフステージに沿った切れ目のない支援を提供する体制を構築します。そのために、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を図っていきます。

また、一人ひとりが多様であることを前提に、障害の有無に関わりなく、自分に合った配慮を受けながら地域の保育・教育等の支援を受けるインクルーシブ教育を推進します。

(5) 保健・医療サービスの充実

障害の早期発見と早期療育の必要性、医療的ケア児への支援体制の構築が急務となっています。それらの課題解決のために、障害や疾病のある方の健康保持と生活の安定を図ることを目的に、障害や疾病に応じた医療費の助成や、訪問指導等の保健、医療サービスの充実と、早期療育、医療的ケア児への支援体制構築を推進します。

(6) 障害者福祉の推進基盤の整備

地域社会や家族関係が変化する中で、支援が必要な方を障害福祉サービス等の公的サービスだけで支えることは難しくなっています。障害者ができる限り住み慣れた地域や自宅で暮らし続けることができるよう、様々なサービスの組み合わせや、地域での支え合いにより支援する体制づくりを推進します。

また、障害当事者や家族の意見や希望を大事にする地域を目指します。

|| 5 重点項目

横須賀市障害とくらしの支援協議会等で議論になった課題や、この計画の策定のために行ったアンケート調査等の結果をもとに、以下の7つを、よこすか障害者計画の重点項目とします。

(1) 短期入所を利用しやすくするための改善

アンケート調査から、短期入所は、「利用したい時に利用できない」という不満がとても多いことが分かりました。一方、夜間の支援者を確保する必要があるなど、短期入所は運営がとても大変なこともあり、今後、事業所が利用者の需要に追いつくほど増えていくとは考えられません。

事業所によっては、短期入所のベッドは常に満床ではないのに、夜間の支援者が確保できないため受入数が少ないことや、多くが相部屋であるため、利用者の性別や相性等により、利用希望者と使えるベッドがうまくマッチしないことなどから、使われないベッドが少なからず存在することが、横須賀市障害とくらしの支援協議会での議論等から分かっています。

短期入所は、特に重い障害がある方にとって重要なサービスであるため、今ある短期入所のベッドを有効に活用するための取り組みを、利用者や短期入所を運営する事業所と協力して行います。

(2) 相談支援のさらなる充実

アンケート調査では、相談サービスは、一番多くの方が利用している（したことがある）サービスです。

相談といっても、「何を相談していいかわからない」という方もいるように、本当は支援が必要な方でも、相談につながらない場合も考えられます。

そこで、相談支援体制の機能の充実を図り、支援が必要な障害者を早期に発見し、障害者ニーズの把握まで行えるようになることを目指します。

(3) 通所における送迎の促進

外出支援は、利用者が比較的多く、また、「利用したい時に利用できない」という不満が大きいことがアンケート調査で明らかになりました。

外出支援で最も問題になっているのは、通所先に自分で通えない方の「送迎」の問題であることが、横須賀市障害とくらしの支援協議会での議論等から分かっています。

通所先の事業所が行う送迎サービスは、高齢福祉では一般的に行われていることですが、障害福祉では、送迎を必要としない方もいるため、行わない事業所もあります。特に本市では、送迎を行わない事業所の割合が特に高く、やむを得ず、別のサービス（移動支援）を使わなければならない方が出てきています。

しかし、通所の行き帰りの時間帯は、どの事業所もほぼ同じであるため、利用希望が重なって移動支援を利用できない方が多く発生しているのが現状です。また、障害者の通所は今後も増加を見込んでおり、ますますそういった方が増えていくことが予想されます。

そこで、移動支援の適切な利用方法を検討するとともに、通所サービスを行う事業所に対し、自力での通所が困難な障害者のための送迎サービスを行うよう働きかけを行っていきます

(4) 障害を理由とする差別の解消の推進

障害のある人もない人も互いに支えあい、共に生きるためには、市民一人ひとりが、障害を正しく理解することが大切です。

しかし、障害を理解することは、とても難しいのも現実です。障害者を差別してはいけない、ということは誰もが理解していることですが、意図せず差別してしまうことがあります。アンケート調査から

も、多くの方が障害を原因とする差別により嫌な思いをした、配慮をしてもらえなくて困った経験があることが分かっています。

障害者の社会参加をより一層実現するためにも、障害者への理解を広めるとともに、障害者差別解消法の理念を、これまで以上に浸透させるための取り組みを様々な分野で推進します。

(5) 教育・医療・福祉の連携

医療的ケアが必要な児童を含め、障害児が地域で安心して暮らせるよう、取り組みを進めています。

しかし当事者からは、通学支援の不足や緊急時に本人の支援を頼む所がないなどの声があり、課題があることが分かっています。

課題解決に向けて教育、医療、福祉等各分野と連携し、施策を行っていきます。

(6) 横須賀市障害とくらしの支援協議会の活用

現在では、障害者を支援する体制の整備は、実際に障害者を支援する方々の力がなくては成り立たなくなっています。そういった意味で、障害福祉計画の数値目標は、市内の障害者を支援する関係者全員に共有してもらおう目標だと言えます。

障害者が地域で安心して生活できるよう、地域の支援者すべてが、この協議会を活用できるよう体制の見直しをし、これまで以上に障害者の支援体制が充実するよう、機能や役割をより明確にします。

また、障害当事者やその家族等の意見を取り入れるため、協議会への障害当事者やその家族などの参画を促していきます。

(7) 市が行う障害者施策の点検

本市の財政状況は、少子高齢化等に伴う社会保障費の増加や税収の減少等が進むことで、今後さらに厳しくなると予想されます。

このような状況においても、福祉サービスを低下させることなく、市民の需要に対応するために、必要な取り組みを継続的・計画的に進める必要があります。そのために、様々な視点からの検証等により、必要に応じた見直しを行います。

6 障害児や障害者に関する施策の展開

基本理念	施策分野	施策項目
住み慣れた地域で安心して暮らしてらるべしとのできるまち	1 地域生活支援の充実	(1) 障害福祉サービス等の充実
		(2) 地域生活への移行の推進
		(3) 身近な地域における相談支援体制の整備
		(4) 情報バリアフリーの推進
		(5) 余暇活動の支援の充実
	2 働く場・活動の場の充実	(1) 就労支援の充実
		(2) 活動の場の確保
		(3) 障害者施設からの優先調達
	3 権利擁護システムの充実	(1) 障害を理由とする差別解消と理解の促進
		(2) 障害者権利擁護の推進
		(3) 障害者理解の促進
	4 療育・保育・教育の充実	(1) 療育体制の充実
		(2) 一貫した支援体制の強化
		(3) 保育・学校教育の充実
	5 保健・医療サービスの充実	(1) 障害の早期発見と療育の推進
		(2) 医療的ケア児への支援体制の構築
		(3) 精神保健施策の推進
		(4) 難病対策の充実
		(5) 障害の軽減・補完・治療等
	6 障害者福祉の推進 基盤の整備	(1) 障害者支援体制の充実
		(2) 防災体制の充実
		(3) 福祉サービスを低下させない取り組み

7 数値目標

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」に定めるべき障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る数値目標については、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として次のとおり設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目 標	
令和5年度末までの地域生活への移行者数	3人
令和5年度末までの施設入所者の削減数	0人

(2) 地域生活支援拠点等の整備

目 標	
令和5年度末までに地域生活支援拠点等の面的整備	

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

目 標	
令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者数 (令和元年度の一般就労者数(51人)の1.27倍以上)	65人以上
就労移行支援事業からの移行者数 (令和元年度の一般就労者数(38人)の1.30倍以上)	50人以上
就労継続支援A型事業からの移行者数 (令和元年度の一般就労者数(3人)の概ね1.26倍以上)	4人以上
就労継続支援B型事業からの移行者数 (令和元年度の一般就労者数(5人)の概ね1.23倍以上)	7人以上
令和5年度末の就労定着支援事業の利用者数 (令和5年度の一般就労への移行者(65人)の7割)	46人
市内の就労定着支援事業所のうち、 過去3年間の就労定着率が8割以上の事業所の割合	令和5年度末 70%以上

(4) 障害児支援の提供体制の整備等

目 標
横須賀市療育相談センターの維持
保育所等訪問支援の継続
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の維持及び放課後等デイサービス事業所の確保
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置を継続
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

(5) 相談支援体制の充実・強化等

目 標
相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制の継続

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

目 標 値
令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築

8 障害福祉サービス等の見込量

1 障害福祉サービス等一覧

訪問系サービス	
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等、日常生活上の支援を行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由・知的障害・精神障害があり常に介護が必要な方に、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動支援等、総合的な支援を行うサービス
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を提供するサービス
行動援護	知的障害・精神障害により行動に著しい困難のある方に、行動の際の危険回避、その他の支援を行うサービス
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等、複数のサービスを包括的に提供するサービス

日中活動系サービス	
生活介護	常に介護を必要とする方に、日中活動の場を提供するとともに、入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービス
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者や難病患者等に、一定期間、身体機能の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者・精神障害者に、一定期間、日常生活能力の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
就労移行支援	就労希望の方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練等を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 (A型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 (B型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、雇用契約なしで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス
療養介護	医療と常時の介護を必要とする方に、主に昼間において病院等で、機能訓練、療養上の管理、その他必要な支援を提供するサービス
短期入所 (ショートステイ)	一時的な諸事情により自宅での生活が困難な方に、短期間、夜間も含め施設等で、生活の場やその他必要な介護等を提供するサービス

居住系サービス	
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間や休日に、共同生活を営む住居で、相談・入浴・排せつ・食事の介護・その他の日常生活上の支援を提供するサービス
施設入所支援	施設に入所している方に、主に夜間に、入浴・排せつ・食事等の介護・生活等に関する相談、助言・その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から出て一人暮らしをする方に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないか確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービス

計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、サービス等利用計画を作成するサービス
地域移行支援	障害者支援施設に入所している方や、精神科病院に入院している精神障害者等に対する住居の確保、地域生活に移行するための相談、その他の支援を提供するサービス
地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する障害者と常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態に相談その他の支援を提供するサービス

障害児通所支援	
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供するサービス
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障害がある児童に対する児童発達支援及び治療を行うサービス
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等があり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス
放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行うサービス
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所等を訪問し、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、専門的な支援を行うサービス
障害児相談支援	
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障害児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービス

障害児入所施設支援	
福祉型	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行うサービス
医療型	医療的なケアを必要とする障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、自活に必要な知識や技能の付与及び治療を行うサービス

地域生活支援事業	
理解促進研修 ・啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う事業
自発的活動支援事業	障害者等、その家族、地域住民等により自発的に行われる、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業
相談支援事業	地域の障害者等の相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護に必要な支援、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業
基幹相談支援センター	地域の相談支援事業所間の連絡調整、関係機関の連携の支援を行う、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する事業
成年後見制度利用支援事業	親族等による後見等開始の審判の申立てができない知的障害者・精神障害者について、市長が代わりに申立てを行うとともに、費用負担が困難な障害者については、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行う事業
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る事業
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能等の障害により意思の疎通を図ることが困難な方に、手話通訳者や要約筆記者を派遣したり、市役所での手続きのための手話通訳者を配置等する事業
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動を促進するために、日常会話程度の手話表現技術を習得した者を養成する事業
日常生活用具給付等事業	在宅の障害者に、日常生活をしていくうえでその障害を軽減し、自立した生活を支援・実現するための用具を給付又は貸与する事業
移動支援事業	単独での外出が困難な方が円滑に外出できるよう移動を支援する事業
地域活動支援センター事業	日中活動の場の提供や社会との交流等を行う施設
地域作業所	一般の事業所では働くことが困難な在宅の障害者に、働く場や活動の場を提供し、作業指導、生活訓練等を行う施設

障害児等療育支援事業	在宅障害児等の地域での生活を支えるため、訪問による療育指導、外来による専門的な療育・相談指導、障害児が通う保育所等の職員に対する療育技術の指導、療育機関に対する指導を行い、療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する都道府県域の療育機能との重層的な連携を図る事業
------------	--

2 障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービスの見込量

サービス名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人分	475	452	428
	時間分	8,925	8,434	7,942
重度訪問介護	人分	5	5	4
	時間分	2,108	2,296	2,485
同行援護	人分	65	68	70
	時間分	1,176	1,229	1,281
行動援護	人分	9	10	12
	時間分	66	76	86
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0
	時間分	0	0	0

(数値は1か月あたり)

(2) 日中活動系サービスの見込量

サービス名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人分	1,139	1,167	1,194
	人日分	18,933	19,199	19,464
自立訓練(機能訓練)	人分	25	26	27
	人日分	334	365	395
自立訓練(生活訓練)	人分	4	4	4
	人日分	79	79	79
就労移行支援	人分	101	103	106
	人日分	1,807	1,856	1,906
就労継続支援(A型)	人分	91	101	110
	人日分	1,774	1,977	2,161
就労継続支援(B型)	人分	523	551	578
	人日分	8,309	8,657	8,989
就労定着支援	人分	42	44	46
療養介護	人分	56	56	56
福祉型短期入所	人分	446	487	527
	人日分	1,905	2,046	2,188
医療型短期入所	人分	5	5	6
	人日分	32	33	35

(数値は1か月あたり)

(3) 居住系サービスの見込量

サービス名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人分	400	420	440
施設入所支援	人分	325	325	325
自立生活援助	人分	1	1	1

(数値は1か月あたり)

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の見込量

サービス名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人分	407	447	488
地域移行支援	人分	4	5	5
地域定着支援	人分	1	1	1

(数値は1年あたり。ただし計画相談支援については1か月あたり)

(5) 障害児通所支援等の見込量

サービス名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人分	290	311	331
	人日分	1,839	1,962	2,086
医療型児童発達支援	人分	15	15	15
	人日分	92	92	92
放課後等デイサービス	人分	807	807	807
	人日分	7,661	7,661	7,661
保育所等訪問支援	人分	3	3	3
	人日分	9	9	9
居宅訪問型児童発達支援	人分	1	1	1
	人日分	4	4	4
福祉型障害児入所支援	人分	28	28	28
	人日分	868	868	868
医療型障害児入所支援	人分	9	9	9
	人日分	274	274	274

サービス名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人分	190	216	242
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人分	0	0	1

(数値は1か月あたり。ただし保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援及びコーディネーターの配置人数は1年あたり)

3 地域生活支援事業の実施や量の見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業の実施について

事業名	単位	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	実施	実施	実施

(数値は1年あたり)

(2) 自発的活動支援事業の実施について

事業名	単位	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施有無	実施	実施	実施

(数値は1年あたり)

(3) 相談支援事業等の実施について

事業名	単位	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業 (障害者相談サポートセンターの設置・運営)	か所	5	5	5
基幹相談支援センターの設置	か所	1	1	1
基幹相談支援センターの機能強化事業	実施有無	—	—	—
住宅入居等支援事業	人分	—	—	—

(数値は1年あたり)

(4) 成年後見制度利用支援事業の見込量

事業名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	5	5	5

(数値は1年あたり)

(5) 成年後見制度法人後見支援事業の実施について

事業名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援制度事業	実施有無	未実施	未実施	未実施

(数値は1年あたり)

※ただし、実施に向けて関係部局と調整していきます。

(6) 意思疎通支援事業の見込量

事業名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	実利用件数	1,007	1,007	1,007
要約筆記者派遣事業	実利用件数	277	277	277
手話通訳者設置事業	実設置者数	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	23	23	23
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	修了者数	30	30	30
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	実利用件数	41	41	41
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	修了者数	1	1	1
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	実利用件数	1	1	1
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	修了者数	1	1	1

(数値は1年あたり)

(7) 日常生活用具給付等事業の見込量

事業名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	件	21	21	21
自立生活支援用具	件	41	41	41
在宅療養等支援用具	件	39	39	39
情報・意思疎通支援用具	件	43	43	43
排泄管理支援用具	件	5,230	5,230	5,230
居宅生活動作補助用具	件	10	10	10

(数値は1年あたり)

(8) 移動支援事業の見込量

事業名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援(障害児)	人分	321	321	321
	時間分	5,190	5,190	5,190
移動支援(障害者)	人分	701	701	701
	時間分	11,607	11,607	11,607

(数値は1か月あたり)

(9) 地域活動支援センター事業(地域作業所を含む)の見込量

事業名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	箇所数	26	26	26
	実利用者数	336	331	326

(数値は1か月あたり)

(10) 障害児等療育支援事業について

サービス名	単位	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児等療育支援事業	か所	0	0	1

(数値は1年あたり)

9 計画の推進体制等

この計画を着実に推進するためには、本市のみならず障害とくらしの支援協議会をはじめとする関係機関との連携を図ることが重要です。また、計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画の見直しを行う等、PDCAサイクルの考えを取り入れながら積極的に取り組んでいく必要があります。

(1) 実施体制

この計画は、横須賀市の障害者福祉施策の基本的となる計画であり、計画に含まれる分野は、地域生活支援、保健・医療、相談支援・情報提供、療育・教育、働く場・活動の場、バリアフリー、権利擁護等の様々な分野にわたっています。

このため、市が中心となり、関係機関、障害当事者等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

(2) 障害福祉計画と障害とくらしの支援協議会との関係

障害福祉計画の数値目標は、障害者が安心して地域で生活を送るための、地域における支援体制の整備を促すものです。目標達成に向け、行政だけではなく、地域の事業者がそれぞれ主体的に体制の整備に取り組むことも重要です。そのため、障害福祉計画を策定する際に、地域の障害者支援の関係者等から構成される、障害とくらしの支援協議会から、代表者が検討の場に参加しているとともに、計画に対する意見をもらっています。

(3) 進行管理体制・評価方法

横須賀市社会福祉審議会障害福祉専門分科会において、障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進に関する必要な事項の検討や着実な進行管理・評価を行います。なお、進行管理・評価結果については、横須賀市ホームページや市政情報コーナーにて公表し、透明性を高めます。

障害者計画等検討部会 委員名簿

No.	区分	委員名	所属・役職等
1	学識	いちかわ せいこ ○市川 成子	障害者施策検討連絡会 代表
2	学識	おざわ きみお 小澤 公雄	よこすか就労援助センター 施設長
3	学識	かいばら やすえ 海原 泰江	障害とくらしの支援協議会 会長
4	学識	きたおか たけと 北岡 岳人	久里浜障害者支援センターゆんるり センター長
5	学識	ごほんぎ あい 五本木 愛	公募市民
6	学識	ささだ さとし ◎笹田 哲	神奈川県立保健福祉大学 教授
7	学識	さんべい るみ 三瓶 芙美	青山会津久井浜クリニック 事務長
8	学識	たていし まさひろ 立石 眞博	公募市民
9	学識	やまべ ようこ 山邊 陽子	横須賀市療育相談センター 地域生活支援課長
10	行政	さとう ひろし 佐藤 洋志	障害福祉課長
11	行政	わき のりやす 脇 範泰	保健所健康づくり課長
12	行政	おくつ かずひろ 奥津 和弘	こども家庭支援課長
13	行政	やまだ まさあき 山田 正明	児童相談課長
14	行政	とみざわ まゆみ 富澤 真由美	教育委員会事務局 支援教育課長

よこすか障害者計画
(第6期横須賀市障害福祉計画及び
第2期横須賀市障害児福祉計画を含む)

ダイジェスト版

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地
横須賀市 福祉部 障害福祉課
TEL:046-822-9398 FAX:046-825-6040
E-mail : hp-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp